



## 目 次

### 規則

- [埼玉県森林審議会規則の一部を改正する規則\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県水防協議会規則\(河川砂防課\)](#)
- [埼玉県建築士審査会規則\(建築安全課\)](#)

### 訓令

- [埼玉県水防協議会規程を廃止する訓令\(河川砂防課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [高速液体クロマトグラフ及びタンデム四重極型質量分析装置の購入に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [埼玉県衛生研究所移転業務及び総合調整業務委託に関する落札者等の公示\(衛生研究所\)](#)
- [尾田蔭土地改良区の役員就退任届\(秩父農林振興センター\)](#)
- [元荒川上流土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [庄内領用悪水路土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [行田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [事務所の所在又はその業者の確知ができない宅地建物取引業者の県報公告\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)

## 規則

埼玉県森林審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第一号

埼玉県森林審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県森林審議会規則（平成十四年埼玉県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第二項中「署名押印しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条 審議会は、委員十五人以内をもって組織する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県水防協議会規則をここに公布する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第二号

埼玉県水防協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県水防協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、会長一人及び委員十五人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第六条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第七条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は、県土整備部河川砂防課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県建築士審査会規則をここに公布する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第三号

埼玉県建築士審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県建築士審査会(次条及び第三条において「審査会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員七人をもって組織する。

(庶務)

第三条 審査会の庶務は、都市整備部建築安全課において処理する。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 訓令

埼玉県訓令第1号

県土整備部  
埼玉県水防協議会

埼玉県水防協議会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県水防協議会規程を廃止する訓令

埼玉県水防協議会規程（平成十二年埼玉県訓令第32号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人越谷ふるさとプロジェクト
- 三 代表者の氏名  
櫻井 龍雄
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市千間台西一丁目十八番地一サンライトパストラル二 七百八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、越谷レイクタウン地域及び越谷を拠点とし、水郷こしがやを誰でもが住みやすく安全で安心できる街にする為に、大相模調節池とその周辺において、水辺における新しい生活環境の創造及び自然環境の保全や青少年の健全育成、安心して子育てや生活ができる地域コミュニティの形成を図り、社会に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人エンジョイ・パートナーほっと
- 三 代表者の氏名  
下里 晴朗
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県桶川市若宮二丁目三十二番五号桶川若宮ヤマトビル一〇一号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害のある方、高齢者に対し、生活に関わる介護、支援サービス提供を行い、その方たちが自立し、自分なりに楽しく豊かに暮らせ、ほっと安心のできる社会を目指し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピュア・スマイル

三 代表者の氏名

山口 達子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市中新井三百六十一番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人に対し、どんなに障害が重くても地域で生活したいという希望がある限り、日中活動等の支援を行うとともに、社会啓発的活動を通じて地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人はびねすの邸
- 三 代表者の氏名  
鈴木 潤一
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県日高市大字高萩五百三十八番地二 アートピア井上百一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者とその家族等に対して、障害者総合支援法に基づき、より充実した社会生活を営む為の生活支援に関する事業を行い、又、障がい者への労働の場の提供や就労移行・継続支援事業を実施することにより、健全で豊かな地域社会の確立並びに社会福祉全体の発展に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年一月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くりっかー&くりっぴーず

三 代表者の氏名

平井 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市高萩東三丁目十番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、総合型地域スポーツクラブ等の設立及び地域住民に対して啓発及び支援活動やスポーツに係る人材の発掘・育成に関する事業を広域スポーツセンター・関連団体等を行うことを目的とする。さらに、地域住民に対して健康・スポーツ、保健、医療の増進、子供の健全育成及び社会教育の推進に関する諸活動の啓蒙、普及、振興を図り、それらの援助、指導、教育及び環境整備に関する事業を行い、地域住民の生活の向上に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第二十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
高速液体クロマトグラフ及びタンデム四重極型質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県衛生研究所総務担当 埼玉県さいたま市桜区上大久保639番地 1
- 3 落札者を決定した日  
平成25年10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口 5 丁目12番34号
- 5 落札金額  
31,290,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年 9 月10日

# 告 示

埼玉県告示第二十二号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第二十四号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第二十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県衛生研究所移転業務及び総合調整業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県衛生研究所総務担当 埼玉県さいたま市桜区大字上大久保639番地 1
- 3 落札者を決定した日  
平成25年10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ヤマト科学株式会社 東京都中央区日本橋本町 2 丁目 2 番 2 号
- 5 落札金額  
106,050,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年 9 月20日

# 告示

埼玉県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、尾田蒔土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

職名 氏名 住所

理事 内田修司 埼玉県秩父市蒔田五百七十番地

同 宮下正美 同 田村千五百五十三番地

同 野坂功久 同 千二百四十一番地

同 富田友一 同 六百六十三番地

同 富田精一 同 六百九十九番地

同 増田康郎 同 九十一番地

同 根岸秀雄 同 蒔田二千三百七十三番地

同 前原啓作 同 二千九百七十八番地三

同 前原隆一 同 二千八百七十二番地

同 風間良次 同 二千八百八十七番地

同 富田芳男 同 千八百二十三番地

同 内田和夫 同 八百二十九番地

同 黒澤新一 同 九百五十四番地

同 島崎厚 同 三百八十七番地

同 島崎友義 同 百八十八番地

同 増田好夫 同 田村十番地

同 前原孝至 同 蒔田二千八百十七番地

同 富田光吉 同 二千三百三番地

同 柴崎十三 同 五百三十八番地

## 二 退任

職名 氏名 住所

理事 内田修司 埼玉県秩父市蒔田五百七十番地

同 宮下正美 同 田村千五百五十三番地

同 野坂功久 同 千二百四十一番地

同	同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
島 寄 安 平	富 田 光 吉	前 原 啓 作	増 田 好 夫	島 寄 昭 只	島 崎 整 司	黒 澤 新 一	内 田 和 夫	風 間 敏 夫	青 木 完 道	風 間 良 次	前 原 隆 一	前 原 孝 至	根 岸 秀 雄	増 田 康 郎	富 田 精 一	富 田 友 一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 六 百 九 十 番 地	同 二 千 三 百 三 番 地	同 蔭 田 二 千 九 百 七 十 八 番 地 三	同 田 村 十 番 地	同 四 百 十 六 番 地	同 六 百 五 番 地	同 九 百 五 十 四 番 地	同 八 百 二 十 九 番 地	同 千 六 百 九 十 七 番 地	同 千 九 百 十 二 番 地 十 四	同 二 千 百 八 十 七 番 地	同 二 千 八 百 七 十 二 番 地	同 二 千 八 百 十 七 番 地	同 蔭 田 二 千 三 百 七 十 三 番 地	同 九 十 一 番 地	同 六 百 九 十 九 番 地	同 六 百 六 十 三 番 地

# 告 示

## 埼玉県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川上流土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住 所
監事	渡 邊 光	埼玉県行田市大字下須戸千八百五十九番地

# 告示

埼玉県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	中山順允	埼玉県春日部市立野八十番地一

# 告 示

埼玉県告示第二十九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業地域

加須市（一部）

四 作業期間

平成二十五年十二月二日から平成二十六年三月二十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第二十号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

## 二 作業種類

公共測量（水準測量）

## 三 作業地域

本庄市、深谷市、熊谷市、行田市、羽生市、加須市、久喜市

## 四 作業期間

平成二十五年十二月二日から平成二十六年三月二十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第二十一号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（三、四級基準点成果改定 出来形確認測量）

三 作業地域

栗橋駅西（大利根地区）土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月十日まで



# 告 示

埼玉県告示第三十二号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

川越市全域

四 作業期間

平成二十五年十月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第二十二号

測量計画機関である東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山農林振興センター

二 作業種類

公共測量（確定測量・地区界測量）

三 作業地域

滑川町大字山田地内

四 作業期間

平成二十五年十月四日から平成二十六年三月二十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二十四号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月二十日まで

# 告 示

埼玉県告示第二十五号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

所沢市全域

四 作業期間

平成二十五年十二月一日から平成二十六年二月七日まで

# 告 示

埼玉県告示第二十六号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（一、二級基準点測量）

三 作業地域

加須市大利根地域

四 作業期間

平成二十五年十一月二十五日から平成二十六年三月二十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二十七号

測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

蕨市南町地内

四 作業期間

平成二十五年十一月十一日から平成二十六年三月十四日まで

# 告 示

埼玉県告示第二十八号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

桶川市内全域

四 作業期間

平成二十五年十月三日から平成二十六年二月二十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第二十九号

測量計画機関であるときがわ町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

ときがわ町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

ときがわ町全域

四 作業期間

平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月二十日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第四十号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第四十一号

行田市から行田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第四十二号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十六年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

株式会社エコ・ハウス	商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
		田代俊紀	埼玉県入間市扇町屋二丁目二番三号

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年十二月六日

指令川建セ第二四 一三一一号

二 検査済証番号

平成二十六年一月六日

川建セ第二五 一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字東耕地二四番三、二四番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸二四番地二

大野慎一郎

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年八月二十七日

指令川建セ第二五 六八 号

二 検査済証番号

平成二十六年一月八日

川建セ第二五 一一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤字京枝三三五番一、三三六番一の各一部（従前地）  
東松山都市計画事業嵐山町平沢土地区画整理事業二九 一街区三画地の一部（仮  
換地）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区浜松町一丁目三 番五号 浜松町スクエア  
株式会社TDモバイル 代表取締役社長 伊神幸治

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

十二号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十五年十二 月十九日	指定の年月日
埼玉県飯能市双柳八百一ノ四十九、八百一ノ四十九	指 定 道 路 の 位 置
十一・〇〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季



十三号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十五年十二 月十九日	指定の年月日
埼玉県飯能市岩沢百六十九ノ九ノ百七十	指 定 道 路 の 位 置
三十三・〇〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)